



第2次 たつの市男女共同参画プラン

平成29年3月
た つ の 市

はじめに



すべての人が互いに人権を尊重しつつ、責任を分かち合い性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の活力あふれるまちづくりに不可欠です。

本市では、男女が対等な立場で社会のあらゆる分野において参画し、利益と責任を分かち合うことができる「男女共同参画社会」の実現を目指し、平成20年度に「たつの市男女共同参画プラン」を策定してプランを推進して参りました。

近年、少子高齢化、人口減少化に伴う労働不足やライフスタイルの多様化、国際化などの社会情勢の急激な変化に対応していくためにも、性別や年齢に捉われず、それぞれの能力が十分に発揮できる環境づくりが求められています。

このような状況を踏まえまして、「みんなで創る快適実感都市たつの」の実現のためには、男女間の実質的な機会の平等が確保され、女性がますます活躍する男女共同参画社会を推進する必要があります。そこで、前プランを活かしつつ、総合的・計画的に推進するための指針として「第2次たつの市男女共同参画プラン」を策定いたしました。

策定に当たっては、「第2次たつの市総合計画」を上位計画として、関係する個別計画との整合性を図りながら今後の方向性を示すものです。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）の趣旨を尊重し、近年深刻化している配偶者等からの暴力の根絶及び被害者の保護を目指して参ります。

今後は、本プランに基づき、地域社会と一体となって男女共同参画社会の実現に向け取り組んで参りますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、第2次たつの市男女共同参画プラン策定に際しまして、策定懇話会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力くださいました市民の皆様に、貴重な時間と知恵を拝借いただき、心から感謝とお礼を申し上げます。

平成29年3月

たつの市長

栗原 一

目 次

第1章 プランの概要

1 プランの策定の趣旨	1
2 プランの位置付け	1
3 プランの期間	1
4 プランの理念	1

第2章 プラン策定の背景

1 世界・国・兵庫県の動き	2
2 たつの市の動き	5

第3章 プランの体系

プランの体系	6
--------	---

第4章 プランの内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けての意識改革	7
基本目標Ⅱ 働く場における就労条件の整備	16
基本目標Ⅲ 健康の保持と福祉サービスの充実	21
基本目標Ⅳ 女性参画と男女協働の推進	26
基本目標Ⅴ 推進体制の整備	31

実施計画

基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けての意識改革	34
基本目標Ⅱ 働く場における就労条件の整備	36
基本目標Ⅲ 健康の保持と福祉サービスの充実	37
基本目標Ⅳ 女性参画と男女協働の推進	38
基本目標Ⅴ 推進体制の整備	39

用語の解説

用語の解説（用語の右上に「＊」の表示のあるものについて解説）	40
--------------------------------	----

附属資料

1 第2次たつの市男女共同参画プラン策定懇話会設置要綱	43
2 第2次たつの市男女共同参画プラン策定懇話会委員名簿	44
3 第2次たつの市男女共同参画プラン策定ワーキンググループ設置要綱	45
4 第2次たつの市男女共同参画プラン策定経過	46
5 第2次たつの市男女共同参画プラン策定組織図	47
6 男女共同参画社会基本法	48
7 男女共同参画推進年表	53
8 相談窓口一覧	55

第1章

プランの概要

1 プラン策定の趣旨

本市では、平成11年の「男女共同参画社会基本法*」の施行を踏まえ、男女が対等な立場で社会のあらゆる分野において参画し、利益と責任を分かち合うことができる「男女共同参画社会*」の実現を目指し、平成20年度「たつの市男女共同参画プラン」（以下「前プラン」という。）を策定し、プランを推進してきました。

近年、急速な少子高齢化に伴い人口減少社会に突入し、社会経済情勢が大きく変化している状況において、「みんなで創る快適実感都市たつの」の実現のためには、男女間の実質的な機会の平等が確保され、女性がますます活躍する男女共同参画社会*を推進する必要があります。

そこで、前プランを踏まえ、今後の施策を総合的・計画的に推進するための指針として「第2次たつの市男女共同参画プラン」を策定します。

2 プランの位置付け

- (1) 本プランは、「男女共同参画社会基本法*」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」とし、「たつの市総合計画」を上位計画として関係する個別計画との整合性を図りながら、今後の方向性を示します。
- (2) 本プランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）第2条の3第3項に規定される「市町村基本計画」を包含するものとし、本市における配偶者等からの暴力*の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な方向性を示します。

3 プランの期間

本プランの期間は、平成29年度（2017年度）から平成38年度（2026年度）までの10年間とし、急激な社会情勢の変化等に即し、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 プランの理念

本市では、「男女共同参画社会*」の実現に向けて、次の三つの理念に基づいて計画を実行します。

(1) 男女の人権が尊重され、個性と能力が発揮できる社会づくり

男女が互いの人権を尊重し、主体的な生き方の中で、互いの個性や能力が十分に発揮しあえる社会づくりを目指します。

(2) 男女が共に思いやり、いきいきと暮らせる社会づくり

男女が共に思いやり、健康の保持と充実した福祉サービスのもとに、生涯を通じていきいきと暮らせる社会づくりを目指します。

(3) 男女が対等に参画し、多様な意見が反映される社会づくり

男女があらゆる分野において、対等な立場で政策・方針決定に参画し、多様な意見が反映される社会づくりを目指します。

第2章

プラン策定の背景

1 世界・国・兵庫県の動き

(1) 世界の動き

○昭和20年（1945年）

パリで世界婦人会議が開催され、国際民主婦人連盟が結成されました。

○昭和30年（1955年）

国連では、婦人の参政権に関する条約など女性の人権に関する取組が進められました。

○昭和35年（1960年）

スリランカ首相に、世界初の女性首相が就任となりました。

○昭和42年（1967年）

11月に国連総会において「婦人に対する差別撤廃宣言」が採択されました。

○昭和47年（1972年）

国連総会において、昭和50年を「国際婦人年*」と定められました。

○昭和50年（1975年）

第1回世界女性会議*がメキシコシティで開催され、女性の地位向上を図るため「世界行動計画」が採択されました。

○昭和54年（1979年）

ニューヨークで開催された国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択されました。

○昭和60年（1985年）

ナイロビ世界会議が開催され、157か国37機関が参加し「国連婦人の10年*」の成果の検討と評価を行い、2000年に向け「ナイロビ将来戦略」が採択されました。

○平成7年（1995年）

「第4回世界女性会議*」が北京で開催され、男女が対等なパートナーとなるための国際的な指針として「北京宣言及び行動綱領」*が採択されました。

○平成12年（2000年）

ニューヨークで「女性2000年会議*」が開催され、「行動綱領」の達成状況の検討・評価が行われるとともに、「成果文書」が採択されました。

○平成22年（2010年）

ニューヨーク国連本部において国連婦人の地位委員会が、「北京宣言及び行動綱領*」と「成果文書」の実施状況の評価を主要テーマに開催されました。

○平成24年（2012年）

ASEAN、中国及び韓国との間で、今後の東アジア地域における男女共同参画に関する閣僚級会合の整備を含む協力体制等について協議されました。

(2) 国内の動き

○昭和21年（1946年）

戦後第1回総選挙で初の婦人参政権が行使され、39人の女性衆議院議員が当選、警視庁においては初の婦人警察官が採用されました。

○昭和35年（1960年）

厚生大臣に女性が任命され、我が国初の女性大臣となりました。

○昭和42年（1967年）

「婦人関係の諸問題に関する懇談会」が設置され、翌年には家庭にいる中高年婦人が職業を持つことについての提言が出されました。

○昭和50年（1975年）

内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置されました。

○昭和52年（1977年）

婦人問題企画推進本部は、昭和52年から昭和61年までを対象とした我が国の婦人問題の施策の方向等を明らかにするため「国内行動計画」を決定しました。

○昭和60年（1985年）

女子差別撤廃条約は、批准のための国会承認を経た後、批准書が寄託され、ナイロビ会議開催中に発効されました。

○平成6年（1994年）

総理府に男女共同参画室及び男女共同参画審議会が設置されました。

○平成8年（1996年）

内閣総理大臣は「男女共同参画2000年プラン（男女共同参画社会*の形成の促進に関する平成12年（西暦2000年）度までの国内行動計画）」を策定しました。

○平成11年（1999年）

男女共同参画社会基本法*が施行され、翌年には男女共同参画基本計画*が策定されました。

○平成13年（2001年）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が施行され、また、男女共同参画推進本部は毎年11月12日から2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」の期間と決定しました。

○平成24年（2012年）

急速な少子化の進行や家庭・地域の環境の変化に対応し、子どもが健やかに成長できる社会実現のため、「子ども・子育て支援法」が施行されました。

○平成27年（2015年）

女性の職業生活における活躍が一層重要となっていることから、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）*」が施行されました。

○平成28年（2016年）

職場における妊娠、出産等に関するハラスメントの防止のため、「事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」が公布されました。

(3) 兵庫県の動き

○昭和60年（1985年）

「ひょうごの婦人しあわせプラン」が策定されました。

○平成4年（1992年）

「県立女性センター*」が開設されました。

○平成5年（1993年）

「審議会等の委員への女性の登用推進要綱」が制定されました。

○平成13年（2001年）

「ひょうご男女共同参画プラン21」が策定されました。

○平成14年（2002年）

「男女共同参画社会づくり条例」が施行されました。

○平成15年（2003年）

「男女共同参画兵庫県率先行動計画ーひょうごアクション8ー」が策定されました。

○平成18年（2006年）

「兵庫県配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」が策定されました。

○平成20年（2008年）

「仕事と生活」のバランスがとれた地域社会を実現するため、連合兵庫、兵庫県経営者協会、兵庫県の三者及び兵庫労働局は、「仕事と生活のバランスひょうご共同宣言」を発表しました。

○平成23年（2011年）

さらなる取組のため、「新ひょうご男女共同参画プラン21」が策定されました。

○平成26年（2014年）

「兵庫県DV防止・被害者保護計画」が策定されました。

○平成28年（2016年）

女性の活躍を一層推進するため、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする「ひょうご男女いきいきプラン2020」が策定されました。

2 たつの市の動き

○平成15年（2003年）（合併以前）

旧龍野市においては、「龍野市男女共同参画プラン」を策定し、計画を推進してきました。

○平成20年（2008年）（合併後）

「龍野市男女共同参画プラン」を基本に「たつの市男女共同参画プラン」を策定し、本市の男女共同参画社会づくりの総合的・計画的な行政運営指針として、諸施策を実行し、検証を行ってきました。

○平成21年（2009年）

市の広報物を作成する際に、男女共同参画の視点から特に留意すべきことをまとめた「男女共同参画の視点からのたつの市広報物表現ガイドライン」を定め、男女共同参画社会づくりの促進を図りました。

○平成25年（2013年）

「たつの市男女共同参画プラン」に位置づけられたDV被害相談、保護、啓発、連携といった施策をより適切・効果的に、かつ、総合的に実施するため、「たつの市DV対策基本計画」を策定し、市の役割としてきめ細やかな被害者支援や被害防止の啓発、事前の察知のための支援施策を促進しました。

○平成29年（2017年）

「たつの市男女共同参画プラン」が平成28年度末で計画期間の満了を迎えたため、「第2次たつの市男女共同参画プラン」を策定し、引き続き、本市の男女共同参画社会づくりを推進していきます。

第2次たつの市総合計画の基本計画においては、「男女共同参画の形成」の推進施策を掲げ、まちづくりの指標を定めました。

■ まちづくりの指標

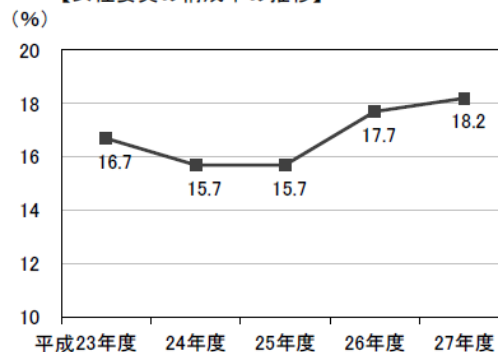
指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
市審議会の女性委員の構成比率	%	18.2	30.0

■ 関連図表

【市審議会の女性委員の構成状況の推移】

年度	市審議会の総数		委員の延 人数(人)	うち女性 委員の人 数(人)	女性委員 の構成率 (%)
	女性委員が参 画している審 議会の数				
平成23年	28	25	557	93	16.7
平成24年	29	26	587	92	15.7
平成25年	26	23	549	86	15.7
平成26年	27	23	575	102	17.7
平成27年	31	26	605	110	18.2

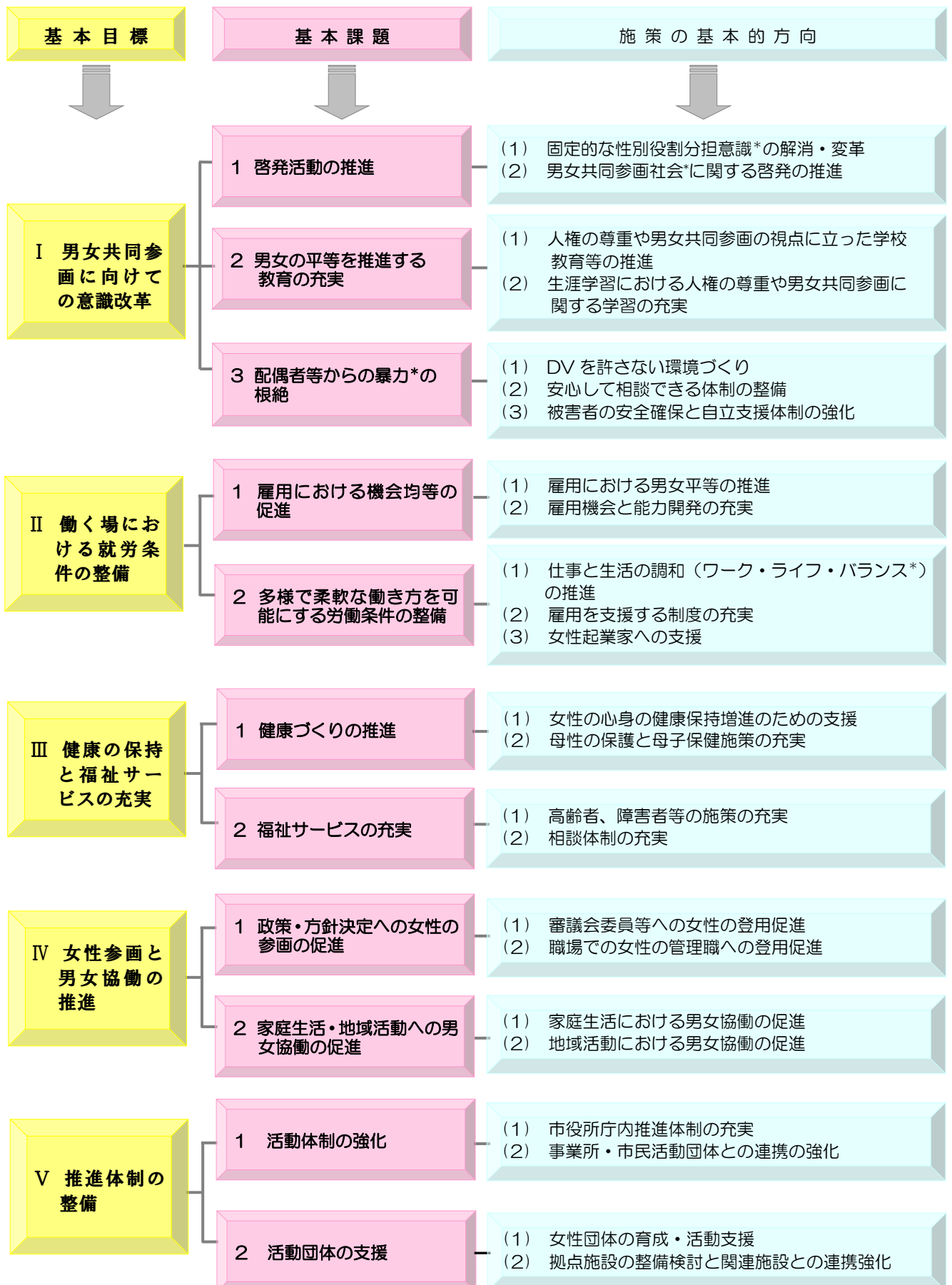
【女性委員の構成率の推移】



第3章

プランの体系

プランの体系



第4章

プランの内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けての意識改革

男女共同参画社会*とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法*第2条）」です。

このような社会の実現を目指すために、社会制度や慣行の中に今も数多く残る固定的な性別役割分担意識*を変革していく必要があります。

そのためには、男女共同参画についての情報を積極的に発信し、また、生涯を通して、あらゆる場での男女共同参画の視点に立った教育の推進と意識改革のための啓発が重要です。

施策の体系

1 啓発活動の推進

- (1) 固定的な性別役割分担意識*の解消・変革
- (2) 男女共同参画社会*に関する啓発の推進

2 男女の平等を推進する教育の充実

- (1) 人権の尊重や男女共同参画の視点に立った学校教育等の推進
- (2) 生涯学習における人権の尊重や男女共同参画に関する学習の充実

3 配偶者等からの暴力*の根絶

- (1) DVを許さない環境づくり
- (2) 安心して相談できる体制の整備
- (3) 被害者の安全確保と自立支援体制の強化

基本課題1 啓発活動の推進

■現状と課題

日常生活や社会生活の中では、個人の能力等によって役割を決定することが適当であるにもかかわらず、「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」といった固定的な社会通念や慣習から「男は仕事、女は家庭」というような固定的な性別役割分担意識*や偏見が生まれ、個人の主体的な生き方を制限していることが少なくありません。

男女共同参画社会*を実現するためには、こうした概念にとらわれず、全ての人が性別に関わりなく、だれもが自立し充実した生活が送れるよう、一人ひとりの人権意識を高めるための啓発活動が必要です。

☆☆☆ 市民アンケート調査 ☆☆☆

【問】 「男は仕事、女は家庭」といわれることがあります。あなたはこの考え方についてどのように思われますか。

【結果】



・「同感する」と「どちらかといえば同感する」の回答の合計

今回の結果 男性 32.6% 女性 22.5% 全体 26.5%

前回の結果 男性 35.1% 女性 29.8% 全体 32.7%

・「同感しない」と「どちらかといえば同感しない」の回答の合計

今回の結果 男性 27.5%、女性 53.3% 全体 43.1%

前回の結果 男性 30.2% 女性 38.1% 全体 33.7%

この結果から、男性に比べ、女性の意識が大きく変わったことがわかります。

※「市民アンケート調査」は、たつの市民を対象に実施しました。

平成28年9月に実施：結果グラフの左側に表示（今回）

平成19年10月に実施：結果グラフの右側に表示（前回）

■施策の基本的方向

(1) 固定的な性別役割分担意識*の解消・変革

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識*を解消するため、「男らしく」「女らしく」といったジェンダー（社会的性別）*にとらわれた制度や慣習等の見直しへの理解と認識を深め、男女平等への意識改革を促進するため、市民に対しては、女性週間*などに重点的に啓発活動を行うとともに、男女共同参画セミナーや講演会等を開催します。

本市職員に対しては、研修等の充実を図り、意識改革に努めます。

《具体的施策》

- ▶ 女性週間*、人権週間*、男女共同参画週間*を通じた啓発活動の推進
- ▶ 男女共同参画セミナー、講演会等の開催
- ▶ 「男女平等」をテーマとした職員研修の充実
- ▶ 女性職員を対象としたリーダー研修の充実、意識改革

(2) 男女共同参画社会*に関する啓発の推進

市民に男女共同参画社会*の実現に向けた取組を浸透させるためには、情報提供が重要であり、積極的な啓発活動に取り組まなければなりません。

そのため、情報誌やホームページ等の媒体を活用し、男女共同参画社会*の実現に向けた国、兵庫県、本市の取組等についての情報を提供します。

また、本市職員に対しては、啓発資料や市の刊行物に掲載する表現のガイドラインを配布するなど、情報提供を行う立場の意識の徹底を図ります。

《具体的施策》

- ▶ 情報誌、ホームページ等を活用した啓発活動の推進
- ▶ 市職員向けの啓発資料の作成、配布
- ▶ 市刊行物等の表現に関するガイドラインの配布

男女共同参画セミナーの様子



基本課題2 男女の平等を推進する教育の充実

■現状と課題

男女共同参画に対する認識は、幼児期から家庭、地域社会でのあらゆる教育によって形成されると言われています。

とりわけ、人間形成の基礎となる幼児期や義務教育期は、基本的人権の尊重や男女平等を認識する最も重要な時期であり、一人ひとりの個性を活かし、思いやりと自立の意識を育みながら将来を見通した自己形成ができるように、適切な教育・学習の機会を充実する必要があります。

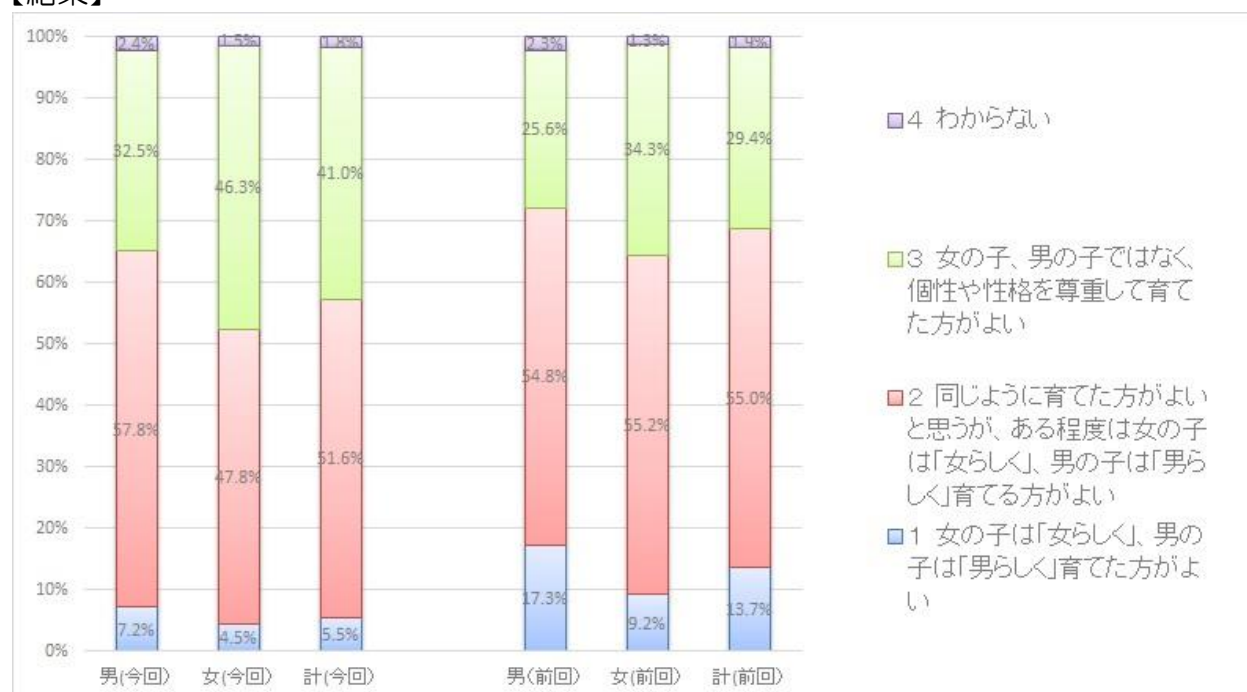
そのためには、人権の尊重や男女平等を含めた男女共同参画社会*の教育・学習の内容を充実するとともに、教職員向けの研修等の取組を推進し、教職員が男女共同参画社会*について、理解を深めることや児童生徒の発達段階に応じて、DV防止に向けた教育の推進も必要です。

そして、子どもたちの将来を豊かにするため、多様な可能性から自らの進路を選択できるよう、児童生徒一人ひとりが自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する能力や態度を身につけるように指導することが必要です。

☆☆☆ 市民アンケート調査 ☆☆☆

【問】 あなたは子どものしつけや育て方についてどのようにお考えですか。

【結果】



・「女らしく、男らしく育てる方がよい」または「ある程度は、女らしく、男らしく育てる方がよい」の回答合計

今回の結果 男性 65.0% 女性 52.3% 全体 57.1%

前回の結果 男性 72.1% 女性 64.4% 全体 68.7%

・「個性や性格を尊重して育てた法がよい」の回答

今回の結果 男性 32.5%、女性 46.3% 全体 41.0%

前回の結果 男性 25.6% 女性 34.3% 全体 29.4%

この結果から、子育てにおいて、「個性を尊重」する率は前回よりも増加しました。「女らしく、男らしく」する率は、減少しましたが、今回も半数を上回っています。

■施策の基本的方向

(1) 人権の尊重や男女共同参画の視点に立った学校教育等の推進

保育所、幼稚園、認定こども園や学校においては、発達段階に応じて、人権の尊重や男女平等を含めた男女共同参画に関する教育の推進を図るとともに、指導方法や指導内容について研究のうえ実践します。また、発達段階に応じた性に関する正しい理解を深めるための教育の充実、主体的に進路を選択する能力や態度が身につけられるような指導に努めます。

さらに、教職員や保護者に対して、男女共同参画に関する研修会を開催し、DV・各種ハラスメント*への正しい理解を図るとともに兵庫県版道徳教育副読本を活用するなど、家庭や地域と連携を図りながら男女共同参画についての意識改革に努めます。

《具体的施策》

- ▶ 人権の尊重や男女平等に関する人権学習の充実
- ▶ 自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する進路指導の実施
- ▶ 教職員や保護者を対象とした男女共同参画に対する研修の実施
- ▶ 教職員の配置、学級づくりにおける男女共同参画の推進

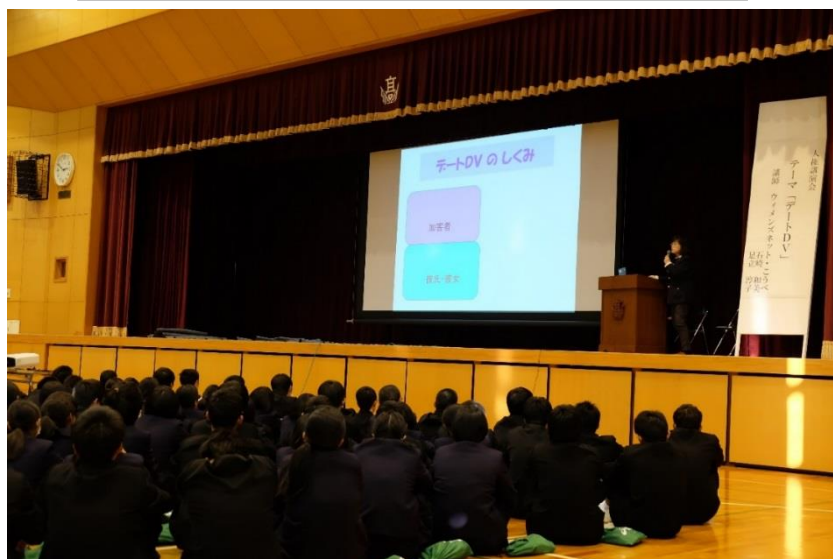
(2) 生涯学習における人権の尊重や男女共同参画に関する学習の充実

市民の男女共同参画の意識を高めるため、公民館等を利用して行う生涯学習における各種講座や研修会に男女共同参画やDV・各種ハラスメント*に関する内容を盛り込むなど、学習機会の充実に努めます。

《具体的施策》

- ▶ 公民館等における男女共同参画やDV・各種ハラスメント*に関する学習機会の充実
- ▶ 生徒・学生を対象にした男女間の暴力の防止（デートDV防止）講座の開催

高校生を対象としたデートDVについての講演会



基本課題3 配偶者等からの暴力*の根絶

■現状と課題

配偶者等からの暴力*（ドメスティック・バイオレンス＝DV）は、親密な関係である夫婦間や恋人関係などにおいて行われており、一言で「暴力」と言っても、身体的、精神的、性的、経済的など、さまざまな要素が複雑に絡み合っています。また、家庭という人目に触れにくい場所で起こることから、周囲に気づかれないまま被害が深刻化・長期化しやすい傾向があります。

さらに、平成16年「児童虐待の防止等に関する法律」の改正により、児童の目前でのDVも児童虐待(心理的虐待)に当たることが明確化されたことでも分かるように、DVは、被害者の心身のみでなく、それらの行為を見た児童の心身の成長や人格形成にも重大な影響を与える行為です。

配偶者等からの暴力*のみならず、各種ハラスメント*やストーカー*行為などは、重大な人権侵害であるため、DV等の暴力を容認しない、加害者や被害者を創り出さない地域社会づくりに向けた啓発・教育の一層の推進が必要です。

また、暴力や人権侵害の解決に向けて、被害者が早期に安心して相談できる窓口やネットワーク体制の充実、被害者の早期発見・安全確保を図るとともに、被害者の立場に立った切れ目のない自立に向けた支援が必要です。

☆☆☆ 市民アンケート調査 ☆☆☆

【問】 あなたは、これまでに配偶者、パートナー、恋人から次のようなことをされたことがありますか。

【結果】

回 答	男	女	計
1 命の危険を感じるくらいの暴行を受ける	0.0%	1.6%	1.0%
2 医師の治療が必要となる程度の暴行を受ける	0.0%	0.0%	0.0%
3 医師の治療を必要としない程度の暴行を受ける	0.0%	3.2%	1.9%
4 あなたが嫌がっているのに性的な行為を強要される	0.0%	3.2%	1.9%
5 あなたは見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せられる	0.0%	0.0%	0.0%
6 何を言っても無視され続ける	6.3%	4.8%	5.3%
7 交友関係や電話を細かく監視される	3.8%	4.0%	3.8%
8 「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」などと言われる	2.5%	4.8%	3.8%
9 生活費を渡されない	0.0%	2.4%	1.4%
10 大声で怒鳴られる	0.0%	2.4%	1.4%

【たつの市DV相談件数及び安全確保状況】

① たつの市DV相談件数（たつの市子育て支援課が受け付けた相談件数）（件）

相談者 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	計
婚 姻 者	9	5	5	19
内 縁 者	1	1	1	3
元 夫 婦	0	0	0	0
親 か ら	0	0	0	0
未 婚 者	0	0	1	1
計	10	6	7	23

② たつの市DV相談件数のうち安全確保状況（件）

項目 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	計
① 一時保護	3	1	2	6
② 母子生活支援施設	0	0	0	0
③ 婦人保護施設	0	0	1	1
④ 住宅設定	1	1	1	3
⑤ 親族・元夫のところ	2	0	1	3

表中①は、DV相談件数のうち一時保護件数

表中②、③は、一時保護後の措置状況

表中④、⑤は、一時保護、又は退所後の行先

DVの相談や一時保護については、子育て支援課に母子父子自立支援員を配置し、関係部署と連携しながら被害者の状況、緊急度などを把握し、相談、助言や支援を行っています。

一時保護を要するケースについては、県立女性家庭センター（配偶者暴力相談支援センター）や警察等と連携し、被害者の安全確保の後は、給付金・資金貸付金制度の情報提供やハローワークと連携した就労支援を行うなど、生活の自立等を支援しています。

☆☆☆ 市民アンケート調査 ☆☆☆

【問】 あなたは、女性に対する暴力をなくすために、本当に必要なことは何だと思いますか。

【結果】

回 答	男	女	計
1 女性に対する暴力は人権侵害だという、社会的な認識を高める	28.8%	28.0%	28.3%
2 男性優位の価値観を改める	15.0%	22.4%	19.5%
3 子どものときから、男女平等や自尊感情、性に関する教育を充実する	28.8%	40.8%	36.1%
4 女性が経済的に自立する	5.0%	17.6%	12.7%
5 「配偶者暴力防止法」や「ストーカー規制法」などを十分に知らせる	13.8%	16.8%	15.6%
6 犯罪としてもっと厳しく取り締まる	33.8%	33.6%	33.7%
7 交友関係や電話を細かく監視される	10.0%	16.0%	13.7%
8 加害者に対するカウンセリングなどの対策を充実する	8.8%	12.0%	10.7%
9 相談や支援に関する情報提供をすすめる	3.8%	13.6%	9.8%
10 その他（具体的に）	3.8%	13.6%	9.8%

■施策の基本的方向

(1) DVを許さない環境づくり

いかなる理由があっても、DVは被害者への人権侵害であり、生命・身体・精神に重大な危害を与える行為です。

関係機関・団体、地域や企業等と連携した各種セミナー・学習会の開催、若年層や教職員等への研修や効果的な広報誌への取組などあらゆる機会を通じて、市民一人ひとりのDVを許さない環境づくり、意識の向上に取り組みます。

《具体的施策》

- ▶ 関係機関・団体等と連携した啓発の推進
- ▶ 若年層への啓発・教育の推進
- ▶ DV防止のための調査・研究

(2) 安心して相談できる体制の整備

被害者が安心して相談できるよう婦人相談員等による相談体制を整備し、さらに児童のいる家庭については、母子父子自立支援員や家庭児童相談員などによる相談体制を充実させます。また、相談員の研修によって一層の資質向上を図ります。

なお、県立女性家庭センターや警察をはじめ関係機関等との連携を強化することにより相談者の不安感の軽減に努めます。

また、多様な相談内容に対応できるよう、さまざまな相談窓口・支援機関の情報提供を行います。

《具体的施策》

- ▶ 相談体制の充実
- ▶ 相談窓口の周知

(3) 被害者の安全確保と自立支援体制の強化

被害者を早期に発見し対応するため、発見・通報のネットワーク体制整備を図るとともに、緊急時には、県立女性家庭センターや警察などの関係機関等と連携して、被害者等の個人情報に細心の注意を払いながら、被害者及びその家族に対して速やかな安全確保を図ります。

被害者等の安全確保の後は、心身の回復に向けた支援や、自立した生活が始められるよう、給付金・資金貸付金制度の情報提供やハローワークと連携した就労支援を行うなど、引き続き、被害者の個々の事情に応じた適切な支援を行います。

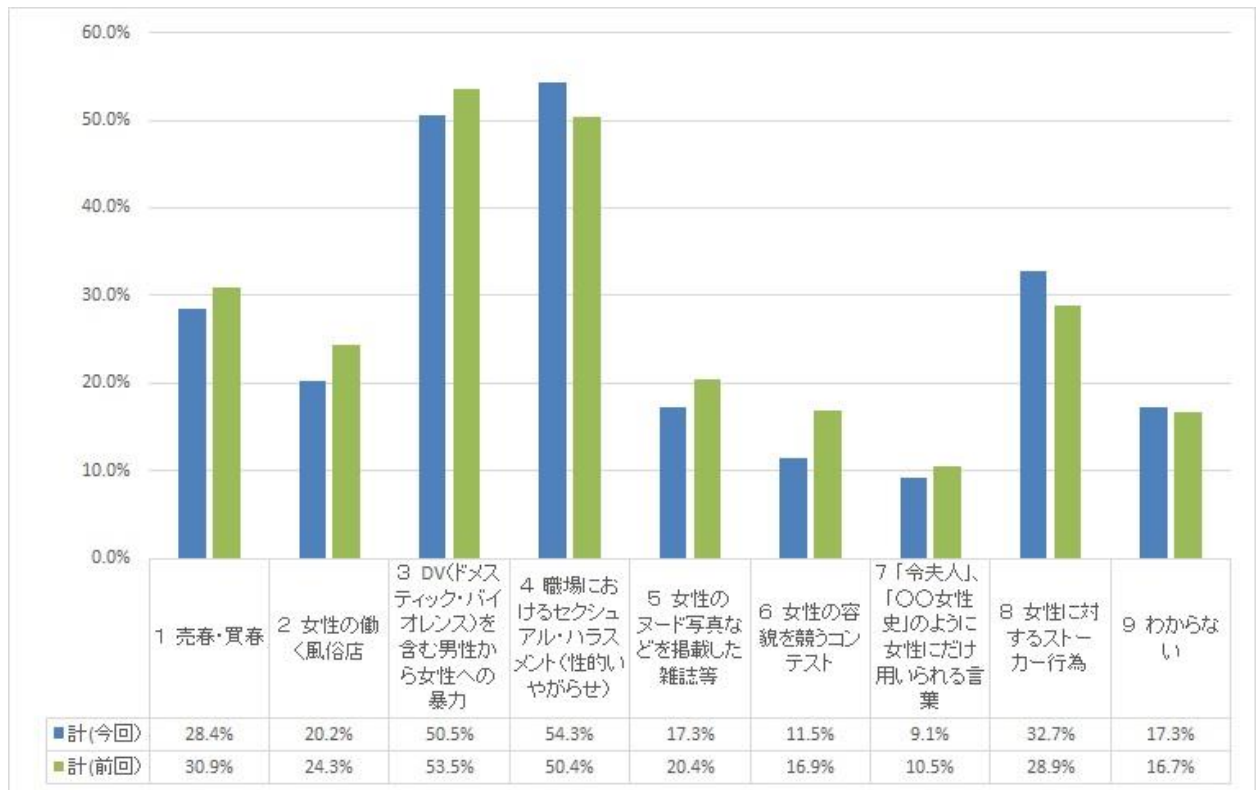
《具体的施策》

- ▶ 早期発見・通報のネットワーク体制の整備
- ▶ 緊急時の安全確保
- ▶ 自立支援の推進
- ▶ 被害者の子ども等に対する支援
- ▶ 各種支援制度の周知

☆☆☆ 市民アンケート調査 ☆☆☆

【問】 あなたが、女性の人権が尊重されていないと感じるときはどのようなときですか。

【結果】



今回、最も多かった回答は、「職場におけるセクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)」で、次に多かった回答は、前回最も多かった「DV(ドメスティック・バイオレンス)を含む男性から女性への暴力」でした。

前回と順位が交代したものの、セクシャル・ハラスメントとDVにより女性の人権が侵害されているという意識が強いことがわかります。

基本目標Ⅱ 働く場における就労条件の整備

平成11年に「男女共同参画社会基本法*」が施行されるとともに、事業主の取組の推進等を図るため「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」が改正されました。

さらに、平成27年には働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）*」が施行されるなど、女性の働く環境は着実に整備されてきました。

しかし、依然として雇用機会の確保や職場での待遇・昇格など様々な男女格差が存在しているのが現状であり、法律の実効性が確保されるよう、国・兵庫県や企業、関係機関との連携を図りながら、男女が共に働きやすい環境整備に向けた取組を推進する必要があります。

施策の体系

1 雇用における機会均等の促進

- (1) 雇用における男女平等の推進
- (2) 雇用機会と能力開発の充実

2 多様で柔軟な働き方を可能にする労働条件の整備

- (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）の推進
- (2) 雇用を支援する制度の充実
- (3) 女性起業家への支援

基本課題1 雇用における機会均等の促進

■現状と課題

少子高齢化の進展とともに、労働力の減少が懸念されており、女性の労働力が強く求められています。休業制度の活用等が不十分なことにより、出産・育児期にあたる女性が就業希望を持ちながらも就業を継続できない状況があります。

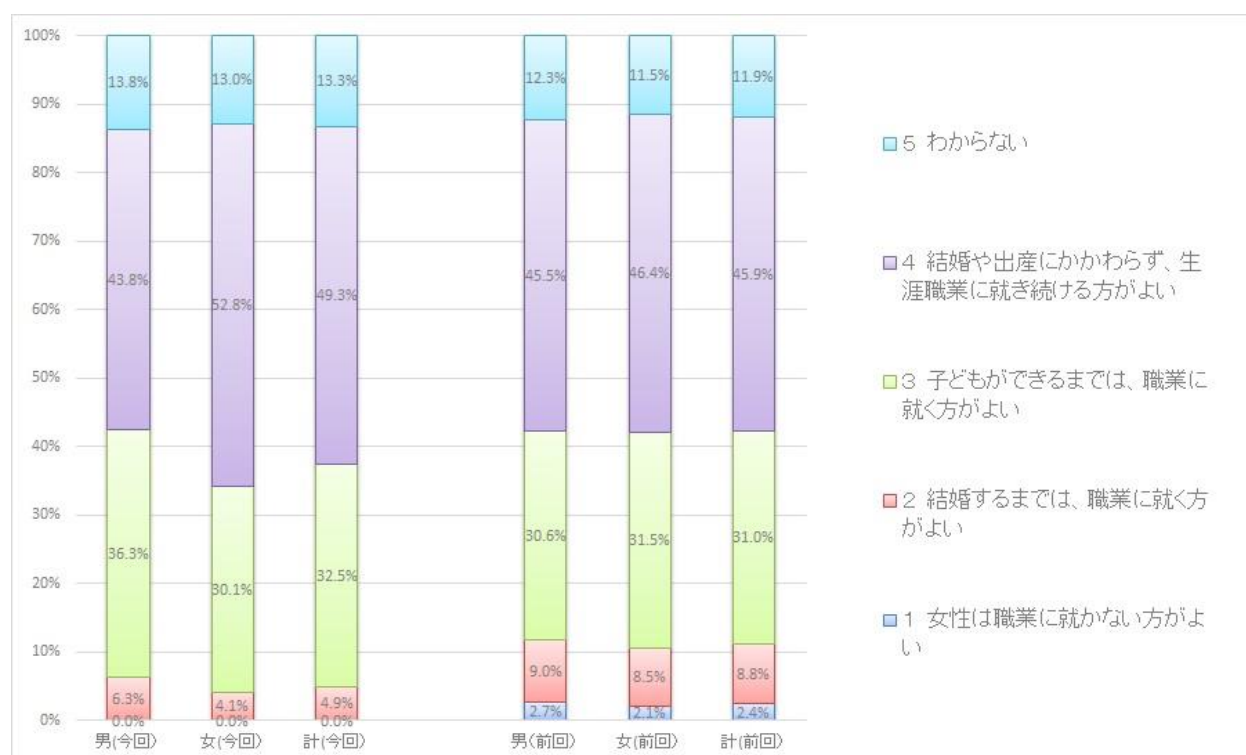
平成20年には兵庫県が「仕事と生活のバランス ひょうご共同宣言」を発表し、ワーク・ライフ・バランス*による仕事と家庭生活の両立と充実を目指した取組が求められる中、出産・育児・介護等で離職した女性への雇用機会の提供が必要となっています。

また、平成28年4月から「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）*」が施行され、女性が積極的に職場で活躍できる環境を整備するよう定められました。女性の雇用機会の確保と職場での待遇改善を促進するために、国・兵庫県や企業、関係機関と連携し、積極的な啓発活動や情報などに取り組むことが重要です。

☆☆☆ 市民アンケート調査 ☆☆☆

【問】 あなたは女性が職業に就くことについてどのようにお考えですか。

【結果】



- ・「結婚や出産にかかわらず、生涯職業に就き続ける方がよい」の回答

今回の結果 男性 43.8% 女性 52.8% 全体 49.3%

前回の結果 男性 45.5% 女性 46.4% 全体 45.9%

- ・「子どもができるまでは職業に就く方がよい」の回答

今回の結果 男性 36.3%、女性 30.1% 全体 32.5%

前回の結果 男性 30.6% 女性 31.5% 全体 31.0%

この結果から、女性は子どもの有無に関係なく就業意識が強くなっていますが、男性は子どもができるまでに限り女性が就業する方がよい回答の割合が高くなっています。

■施策の基本的方向

(1) 雇用における男女平等の推進

職場における男女平等と共同参画の実現に向け、男女雇用機会均等法などについて、事業者や勤労者、市民に対して広く周知し、雇用における男女平等の意識啓発に努めます。

各種ハラスメント*は、個人の能力の発揮を阻害し、男女共同参画社会*の実現を妨げる要因となります。

そこで、関係機関と連携して、企業や事務所等に各種ハラスメント*の防止を働きかけ、働きやすい環境づくりを促進します。

また、農林畜水産業や商工業等自営業に従事する女性についても、会社に勤める女性と同じように、子育ての負担や仕事と家庭の両立という点の問題を抱えています。そういった女性が家庭や地域の担い手としての重要性が認識され、適正な評価がなされることが重要であり、そのための意識啓発に努めます。

男性も女性も直面する様々な雇用問題については、気軽に相談できるよう各種相談窓口を周知します。

《具体的施策》

- ▶ 企業、事業所等に対する男女平等雇用の意識啓発
- ▶ 企業、事業所等内での各種ハラスメント*防止の周知徹底
- ▶ 農林畜水産業や商工業等自営業における男女共同参画の推進
- ▶ 雇用問題に関する相談窓口の周知

(2) 雇用機会と能力開発の充実

企業や事業所等に対しては、職業能力の開発や向上のための機会の拡充を図るよう働きかけるとともに、再就職のための技能取得講座やセミナー等の開催に関する情報提供を行います。

また、再就職奨励金支援制度、再就職希望者の登録制度、職業体験など、雇用機会の拡大と能力開発・向上のための各種制度を広く周知します。

《具体的施策》

- ▶ 企業、事業所等に対する女性の能力開発・向上のための教育訓練機会の確保
- ▶ 再就職のための技能取得講座、セミナー等に関する情報提供
- ▶ 雇用機会の拡大や能力開発のための各種制度の周知

基本課題2 多様で柔軟な働き方を可能にする労働条件の整備

■現状と課題

女性の雇用形態は、男性に比べてパートやアルバイトなどの非正規雇用の割合が依然として高くなっています。これは、結婚や出産等で仕事を中断した女性の正規雇用の機会が少ないことや、家事・育児に支障のない範囲で働くことを優先しているためであると考えられます。

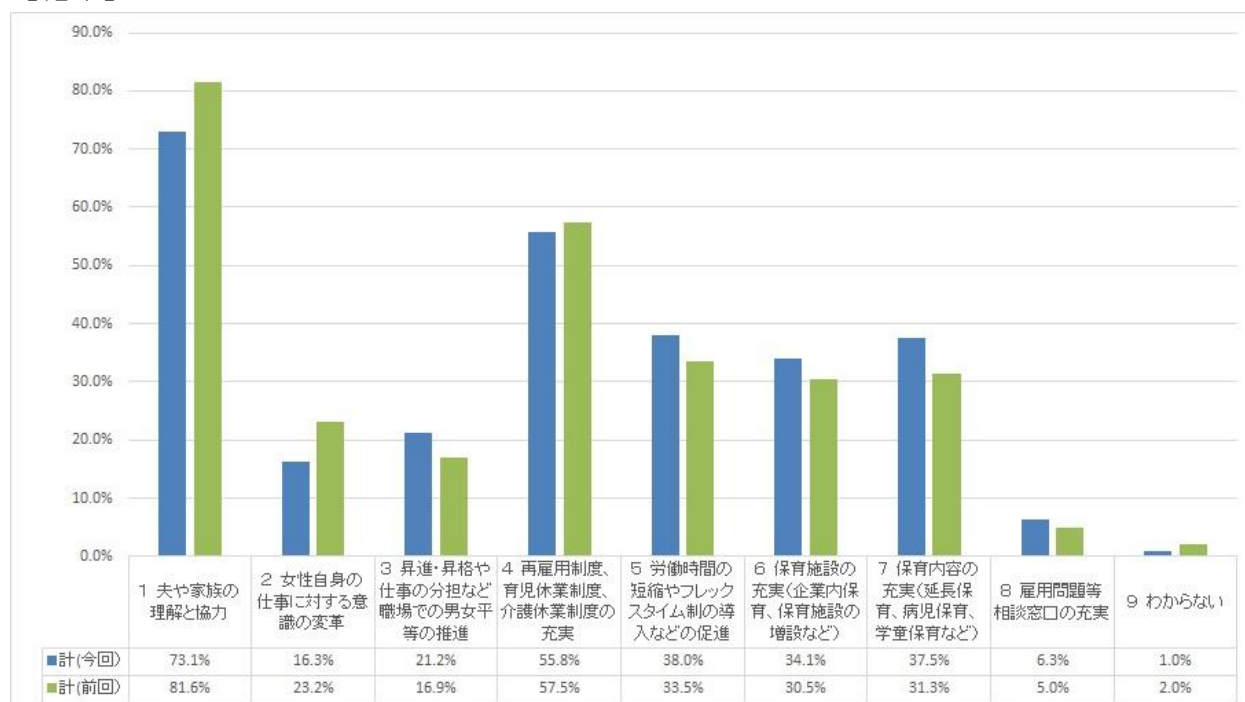
このようなことから、子どもを育てながら働く男女が、共にワーク・ライフ・バランス*を達成できるような雇用環境づくりが必要であり、雇用機会の提供とともに家庭生活や地域活動の両立に配慮した休業制度や労働時間短縮などの労働条件の整備が重要です。

また、在宅ワーク等の活用など、企業に対して多様な就労形態の普及を促進するための情報提供や啓発を行うとともに、起業を目指す女性に対する支援制度を検討する必要があります。

☆☆☆ 市民アンケート調査 ☆☆☆

【問】 あなたは女性が働きやすい環境をつくるには、どのようなことが必要だと思いますか。

【結果】



男女共に「夫や家庭の理解と協力」という答えが最も多く、全体では73.1%ですが、前回の81.6%と比べると減少しています。前回より増加したのは、「保育施設の充実(企業内保育、保育施設の増設)」であり、労働条件の整備に対する意見が多いことがわかります。

■施策の基本的方向

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）の推進

男女共同参画社会基本法*の基本理念の一つである「家庭生活における活動と他の活動の両立」のため、市内の企業や事業所に対して、男女雇用機会均等法などの周知徹底を図り、職場における男女の均等な待遇の確保を目指します。

また、育児・介護休業制度の定着や総労働時間の短縮を推進し、仕事と家庭の両立ができるよう啓発を行います。

《具体的施策》

- ▶ 関係機関との連携による企業等に対する労働時間短縮についての啓発
- ▶ 関係機関との連携による特定退職金共済制度等への加入促進
- ▶ 企業、事業所等に対する育児・介護休業制度の普及促進

(2) 雇用を支援する制度の充実

男女が仕事を続けながら育児が可能になるよう、保育所、認定こども園における保育内容、放課後児童クラブやファミリーサポートセンター*の充実を行うとともに企業へのワーク・ライフ・バランス*に向けた普及啓発を図ります。

また、母子家庭等に対する「母子家庭等自立支援給付金制度」について周知します。

そのほか、企業や事業所等に対しては、職場内に育児環境を整備するなど、子育てをする男女が安心して就労のできるゆとりのある労働環境の確立に努めるように働きかけます。

《具体的施策》

- ▶ 保育所、認定こども園における延長保育、一時保育の充実
- ▶ 保育所、認定こども園における早朝・夜間保育の実施の検討
- ▶ 放課後児童クラブの充実
- ▶ ファミリーサポートセンター*の充実
- ▶ 母子家庭等自立支援給付金制度の周知
- ▶ 企業、事業所等内に保育施設設置促進の啓発

(3) 女性起業家への支援

起業を目指す女性に対する支援制度を充実させるとともに、兵庫県等が行う支援制度について周知します。

また、龍野商工会議所、たつの市商工会、兵庫県や兵庫県中小企業団体中央会等、各種団体が行う相談事業等の紹介を行います。

《具体的施策》

- ▶ 女性の起業に対する支援制度の充実と周知
- ▶ 各種相談事業等の紹介

基本目標Ⅲ 健康の保持と福祉サービスの充実

核家族化が進む中、男女が共に健康でいきいきと暮らせる社会づくりのため、男女が
お互いの身体の特徴を十分理解し、思いやりを持って生きていくことが重要です。

そのためには、保健・医療・福祉サービスの充実を図り、生涯を通じて健康で安心し
てくることができる体制づくりや育児、介護等への男性の参画を推進するための意
識改革等を行う必要があります。

施策の体系

1 健康づくりの促進

- (1) 女性の心身の健康保持増進のための支援
- (2) 母性の保護と母子保健施策の充実

2 福祉サービスの充実

- (1) 高齢者、障害者等の施策の充実
- (2) 相談体制の充実

基本課題1 健康づくりの推進

■現状と課題

男女が互いの身体的な特徴やライフステージごとの心身の状況を十分に理解し、健康について思いやりを持って助け合って生きていくことは、男女共同参画社会*の基礎となるものです。

女性は、思春期から妊娠・出産期、成人期、更年期、高齢期に至るまでのライフステージで、男性とは異なる様々な健康上の問題に遭遇するため、生涯にわたって身体機能に対応した健康管理体制や相談体制が必要です。

特に、女性は妊娠や出産という母性機能を有するため、健康増進と母性の保護について、積極的に支援しなければなりません。

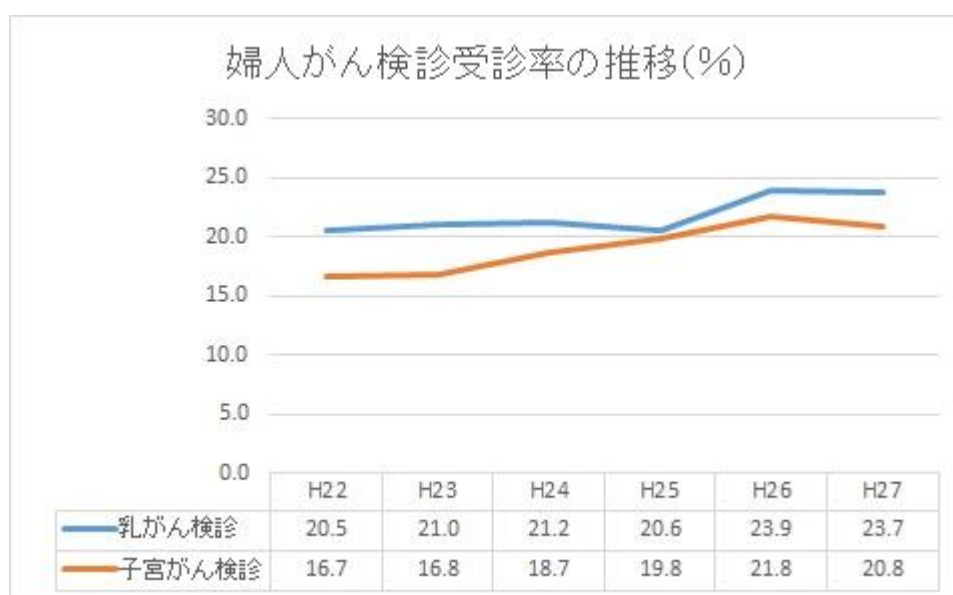
本市においても「たつの市民の健康をまもる条例」を制定するなど、市民の健康保持増進と健康で明るい地域社会づくりに向け、健康教育による健康意識の向上、健康診査による疾病の早期発見、運動による疾病の予防に努めています。

また、全国的に産科の減少に伴う出産に対する不安感が増大しているため、身近で安心して受診できる産婦人科や女性専門科等の診療科の確保が重要な課題となっています。

たつの市民病院では、地域の医療機関との連携を一層強化し、市民が安心できる医療の提供がますます求められています。

そのほか、女性が生涯を通じた心身の健康づくりを図るためには、性と健康について自らの責任において管理し、自己決定する権利である「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*」を保障するための意識啓発をすることが重要です。

【たつの市の検診事業での受診結果】



■施策の基本的方向

(1) 女性の心身の健康保持増進のための支援

健康の保持増進のための情報提供・相談体制を充実させるとともに、食生活改善推進員で構成するいずみ会などの活動を支援し、生活習慣病の予防や食育を推進します。

各種スポーツ教室の充実や健康講座への参加を促進するなど、健康に関する意識啓発に努め、各種健康診査項目の充実による受診率向上を図るとともに、早期発見、早期治療につなげます。

また、女性は、妊娠や出産など特有の問題を抱えていることから、女性の悩みや病気に関して安心して相談ができる窓口の設置や、近隣の産婦人科や女性専門科等の医療機関を受診しやすい体制を整えます。

《具体的施策》

- ▶ 女性の健康に関する情報提供・相談
- ▶ いずみ会などの組織強化の推進・支援
- ▶ 女性を対象としたスポーツ教室の充実
- ▶ 各種健康診査項目の充実による受診率向上
- ▶ 健康講座への参加促進
- ▶ 産婦人科や女性専門科等の医療機関を受診しやすい体制整備

(2) 母性の保護と母子保健施策の充実

女性が妊娠や出産などの母性機能を有することで、働くことや社会活動に参加する上での妨げにならないように、家庭や地域などのあらゆる分野で母性保護の啓発と母子保健施策の充実を図ります。

また、各種乳幼児健康診査の受診勧奨の強化や、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*」の概念に基づく子どもを産み育てるための一貫したサービスの提供に努めます。

さらに地域で身近な相談役として活躍している母子・健康推進委員のさらなる育成を図るため、引き続き研修などを実施するとともに、訪問指導の充実を図ります。

《具体的施策》

- ▶ 乳幼児健康診査、乳幼児相談での保健指導の充実・強化
- ▶ 子どもを産み育てるための相談事業及び助成事業の充実
- ▶ 母子・健康推進委員の育成及び活動の活性化
- ▶ 妊産婦、新生児（未熟児）への訪問指導の充実
- ▶ 妊婦から乳幼児、学童までの切れ目ない支援及び各種乳幼児健康診査の受診勧奨の強化

基本課題2 福祉サービスの充実

■現状と課題

本市の65歳以上の人口は、平成18年3月末現在で16,931人でしたが、平成28年3月末では22,049人となり、高齢化率では20.5%から28.1%と年々高くなる傾向にあります。「第2次たつの市総合計画」による人口の将来推計によると、平成39年には高齢化率が31.1%の見込みです。

今後、高齢者世帯の増加に伴う福祉サービスの一層の充実が求められるとともに、核家族化の進行やコミュニティの希薄化に伴う市民ニーズの多様化により、市民主体で地域を支えあう体制づくりが求められています。

また、男女共同参画社会*を目指すためには、高齢者や障害者の介護においては、男女が共に担わなければなりません。

しかしながら、一般的に女性に対する固定的な性別役割分担意識*がまだまだ根強いことから、少子高齢化や核家族化の進行に伴う家族の扶助機能の低下が進み、高齢者や障害者の介護の負担が女性に多くかかっているのが現状です。

さらに、高齢者は、健康づくりに心がけるとともに、長年培ってきた経験と能力を活かし、生涯学習やボランティア活動などに積極的に参加し、地域の担い手としての意識を高め、できる限り自立していくことが大切です。

このため、高齢者の健康づくりに関する意識啓発に努めるとともに、福祉サービスを必要とする高齢者や障害者等に対し、あらゆる機会を通してサービスの内容の周知徹底を図り、高齢者や障害者等の介護を担う家族の負担の軽減に努める必要があります。

■施策の基本的方向

(1) 高齢者、障害者等の施策の充実

福祉サービスに対する市民ニーズを的確に把握し、「たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」及び「たつの市障害者計画及び障害福祉計画」に基づいて施設整備や施策の充実を図ります。

また、高齢者の地域貢献への取組を支援するとともに、生きがいづくりや社会参加を促すため、参加機会や情報の提供に努めます。

さらに、障害者の就労に関する支援策を検討するとともに、社会参加・参画を推進します。

そのほか、ひとり親家庭等に対して、手当の支給や資金貸付などによる経済的支援の充実を図り、社会的な自立を促進します。

《具体的施策》

- ▶ 「たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」及び「たつの市障害者計画及び障害福祉計画」に基づく施設整備と施策の充実
- ▶ 在宅福祉サービスの拡充
- ▶ 地域貢献への取組の支援と生きがいづくり活動への参加機会の提供
- ▶ 障害者の就労支援、社会参加・参画の推進
- ▶ ひとり親家庭等への手当の支給等による経済的支援

(2) 相談体制の充実

地域の民生委員児童委員、障害者相談員やボランティアとの連携による行政とのネットワークづくりを推進します。

また、高齢者や障害者等の福祉に関する相談窓口の充実に努めます。

さらに、いじめや虐待の潜在化を防止します。

《具体的施策》

- ▶ 民生委員児童委員、障害者相談員やボランティアとの連携による行政とのネットワークづくりの推進
- ▶ 高齢者、障害者福祉に関する相談窓口の充実
- ▶ いじめ及び児童・高齢者・障害者虐待の潜在化を防ぐ対策の確立

基本目標Ⅳ 女性参画と男女協働の推進

男女が共に平等な立場であるためには、対等な関係でなくてはなりません。男女が性に関係なく、互いを認め合い、資質・個性・能力を発揮できることが重要です。

少子高齢化による労働力人口が減少している状況で、とりわけ女性がその能力を十分に発揮して、あらゆる分野に参画する機会を保障し、政策、方針決定の場に登用され、反映されなければなりません。

しかしながら、社会通念や慣習に残っている男性優位の考え方や固定的な性別役割分担意識*が、女性の主体的な生き方や社会参加への妨げとなっています。

今後は、政策や方針決定の場においては、男女を問わず、多様な意見が反映されることが重要であり、あらゆる分野への積極的な男女の共同参画・協働の促進を図る必要があります。

施策の体系

1 政策・方針決定への女性の参画の促進

- (1) 審議会委員等への女性の登用促進
- (2) 職場での女性の管理職への登用促進

2 家庭生活・地域活動への男女の協働の促進

- (1) 家庭生活における男女協働の促進
- (2) 地域活動における男女協働の促進

たつの市における附属機関等の女性の参画状況

(平成28年5月1日現在)

	機 関			委 員		
	機関数	うち、女性を含む機関数	比 率	委員数	うち、女性委員数	比 率
行政委員会	5	2	40.0%	45人	2人	4.4%
法律の規定により設置する審議会等(地方自治法第202条の3に基づく審議会等)	43	37	86.0%	698人	153人	21.9%

たつの市職員に占める女性管理職の在職状況

(平成28年4月1日現在)

職員数	管理職数	うち、女性管理職数	比 率
679人	166人	37人	24.4%

基本課題1 政策・方針決定への女性の参画の促進

■現状と課題

兵庫県においては、「ひょうご男女いきいきプラン2020」の中で、女性管理職の比率をはじめとして26の項目について数値目標を定めて、計画を着実に進めようとしています。

本市における地方自治法第202条の3の規定に基づく審議会等に占める女性の比率は21.9%（平成28年5月1日現在）であり、市職員に占める女性管理職の比率は24.4%（平成28年4月1日）で政策決定過程への女性の参画が進んでいますが、十分ではない状況です。

また、平成27年に定められた「女性活躍推進法*」により、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主に義務付けられました。本市においては、平成28年3月に特定事業主行動計画を策定し、市職員に占める女性管理職の比率を引き上げるなど、政策決定過程への女性の参画を進めています。

今後は、女性が今まで以上にその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、市の審議会や協議会等への女性の登用を積極的に推進するとともに、市役所内での女性職員の管理職への登用と能力の活用を図ることが必要となっています。

また、企業や各種団体に対して、その意思決定の場への女性の参画促進を積極的に働きかける必要があります。

一方、ジェンダー（社会的性別）*や固定的な性別役割分担意識*によって、これまで発揮されなかった女性の能力を活用するとともに、様々な分野で活躍している女性リーダーを支援し、さらなる育成に努めることが重要です。

■施策の基本的方向

(1) 審議会委員等への女性の登用促進

市の審議会や協議会等への女性委員の登用促進を積極的改善措置（ポジティブ・アクション）*と位置づけ、あらゆる分野の政策・方針決定の場へ男女が対等に参画できるように努めます。

また、地域や学校、職場等においても意思決定の場への積極的な女性の参画を促進し、男女の意見が対等に反映されるような啓発活動を行います。

《具体的施策》

- ▶ 市の審議会・協議会等への女性委員の登用促進及び委員選出の際の公募制の推進
- ▶ 地域活動における意思決定の場への女性参画促進の啓発

(2) 職場での女性の管理職への登用促進

市職員においては、「女性活躍推進法*」の規定により定められた「たつの市女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画」に基づいて、各種研修を充実させ、女性職員及び女性教職員の意識改革に努めるとともに、管理職への登用と能力の活用をさらに推進します。

さらに、企業や事業所等に対しては、女性社員の職域拡大と管理職への登用を促進するように啓発します。

《具体的施策》

- ▶ 能力向上のための各種研修の充実
- ▶ 管理職への女性職員の登用促進
- ▶ 管理職への女性教職員の登用促進
- ▶ 企業、事業所等における管理職への女性社員の登用促進の啓発

基本課題2 家庭生活・地域活動への男女協働の促進

■現状と課題

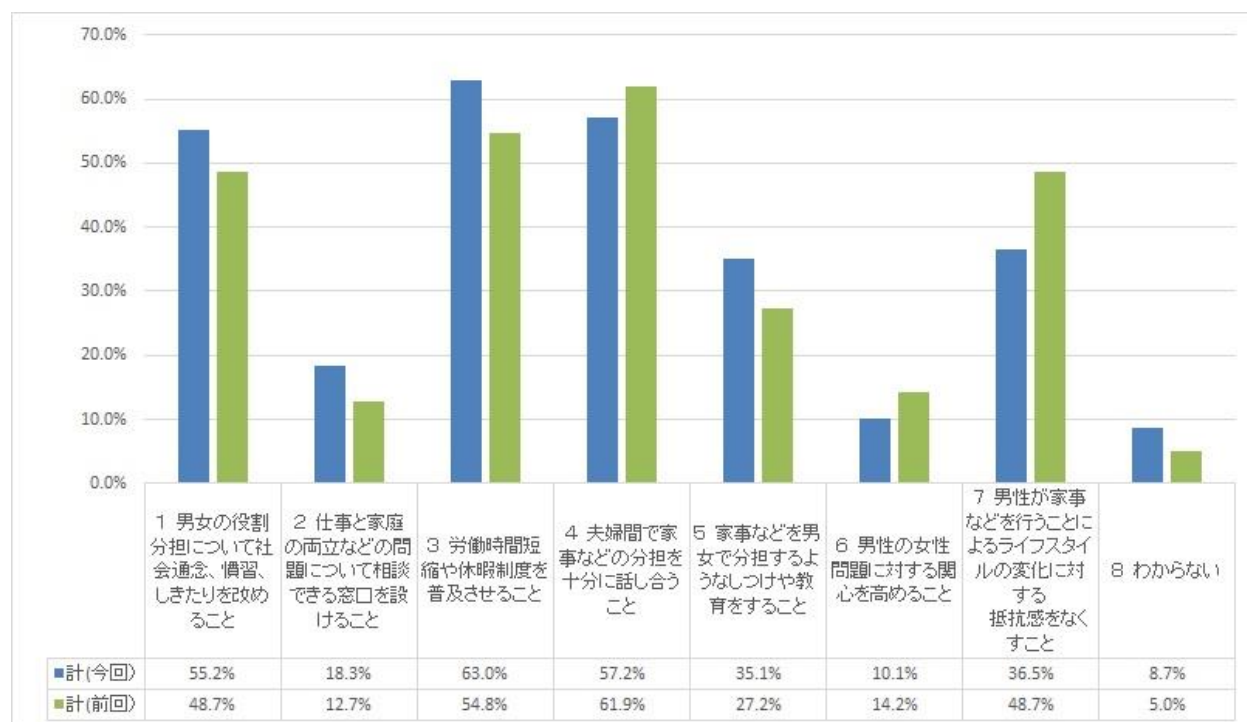
家庭生活や地域活動には、男女が共に平等に関わる必要があります。しかし、一般的に家事、育児、教育、介護などの家庭生活や社会福祉、生涯学習、PTA活動などの地域活動については、依然として女性に比べ男性の参加や参画が少ないのが現状です。

今後においても、引き続き、男女が共に協力しながら家庭生活や地域活動を担うための意識啓発や、男性が家事、育児、介護などの必要な知識や技術を習得するための講座や研修会の充実を図るとともに、労働時間の短縮や介護等の休暇制度の普及、促進を図る必要があります。

☆☆☆ 市民アンケート調査 ☆☆☆

【問】 今後、男性と女性がともに家事、子育てや教育、地域活動に積極的に参加していくためにはどのようなことが必要であると思いますか。

【結果】



家事・子育て及び地域活動における男女協働促進に必要と思うことで50%以上の回答

「男女の役割分担について社会通念、慣習、しきたりを改めること」

今回 55.2% 前回 48.7%

「労働時間の短縮や休暇制度を普及させること」

今回 63.0% 前回 54.8%

「夫婦間で家事などの分担を十分に話し合うこと」

今回 57.2% 前回 61.9%

この結果から、労働時間の短縮や休暇制度の普及など、家庭等の活動に移行できる環境整備や男女間での相互理解が、引き続き求められています。

■施策の基本的方向

(1) 家庭生活における男女協働の促進

固定的な性別役割分担意識*に基づく慣習を見直し、男女の相互理解のもとに家庭生活への協働を促進するため、介護に関する講習会の開催に努めます。

《具体的施策》

▶ 介護講習会の開催

(2) 地域活動における男女協働の促進

男女の地域活動への主体的な参画を促進するため、ボランティア講座やセミナーを開催するとともに、地域で活動する団体やグループに対して、男女が協働して参加しやすいボランティア活動の普及啓発を図ります。

《具体的施策》

▶ 地域活動への男女協働の促進

たつの男女共同参画「SUN」の会の活動より



基本目標Ⅴ 推進体制の整備

本プランの推進については、本市の各所管課の計画的な実施はもちろん、家庭、地域、学校や各種団体、企業、事業所等のあらゆる分野の皆さんと連携を図りながら、実施していく必要があります。

また、男女共同参画社会*を実現するための施策は、広範囲にわたるため、行政内部の推進体制を整備するとともに、各施策の進行管理及び情報公開を行い、市民と行政が一体となり総合的に推進することが重要です。

施策の体系

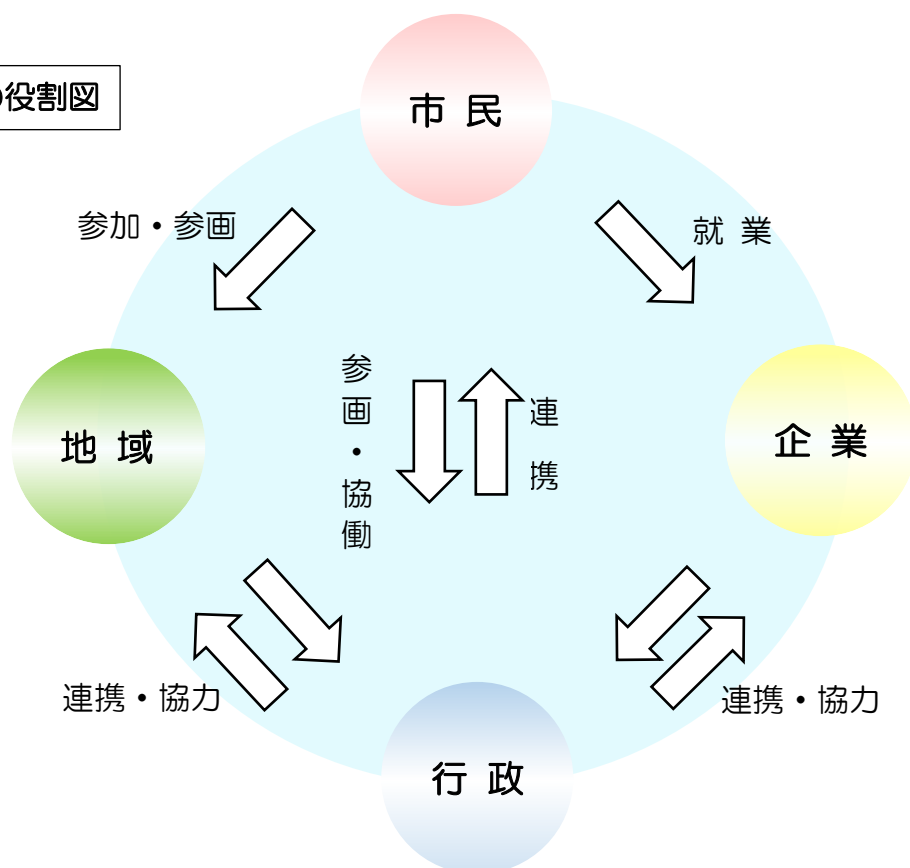
1 活動体制の強化

- (1) 市役所庁内推進体制の充実
- (2) 事業所・市民活動団体との連携の強化

2 活動団体への支援

- (1) 女性団体の育成・活動支援
- (2) 拠点施設の整備検討と関連施設との連携強化

推進のための役割図



基本課題1 活動体制の強化

■現状と課題

前プランを基に、様々な啓発活動を行ってきましたが、市職員についても、さらなる啓発活動が必要です。そのため、市関係部署の職員で構成するワーキンググループを設置し、本プランの策定を検討してきました。

今後、本市庁内においては、関係施策の推進及び進行管理等を行うため、各所管課の連携体制の整備と職員の意識改革が必要です。

また、男女共同参画の推進を重点的に活動している団体への支援も必要です。

■施策の基本的方向

(1) 市役所庁内推進体制の充実

男女共同参画社会*の実現のためには、市民、事業所、関係団体等社会全体の理解を得ることが重要であり、このためには身近な行政職員である市職員一人ひとりの男女共同参画を目指すという共通認識が必要です。

このため、市役所庁内の推進体制の構築を図るとともに、各施策を実行していけるための人材育成に取り組みます。

《具体的施策》

- ▶ 男女共同参画庁内推進の意識啓発研修の実施及び推進リーダーの養成
- ▶ 男性職員の配偶者出産休暇、育児休暇、介護休暇等制度の周知徹底
- ▶ 各行政部署における男女の適正配置

(2) 事業所・市民活動団体との連携の強化

現在、男女共同参画の推進を重点的に取り組んでいる団体と市関係部署との連携を図るとともに、団体活動に対する支援を行います。

また、事業所での男女共同参画の推進体制が構築できるよう、積極的な情報提供に取り組みます。

《具体的施策》

- ▶ 男女共同参画推進グループへの支援
- ▶ 事業所内での男女共同参画推進体制構築への働きかけ

基本課題2 活動団体の支援

■現状と課題

活動団体の支援については、市民及び事業所と行政が一体となった取り組みが必要となっています。

学識経験者及び一般市民からの公募による委員で構成する懇話会を設置し、幅広い意見を取り入れ、さらに、男女共同参画に係る拠点施設の整備の検討を行う必要があります。

■施策の基本的方向

(1) 女性団体の育成・活動支援

市内の婦人会や女性を中心とした団体を活性化するため、男女共同参画に関わる活動や学習の支援を行います。

《具体的施策》

- ▶ 消費生活グループ等への活動支援
- ▶ 婦人会への活動支援
- ▶ 市内の女性団体やグループの学習事業に対する支援

(2) 拠点施設の整備検討と関連施設との連携強化

男女共同参画社会*の実現を目的とする市民の自主的な活動等を支援するため、男女共同参画に関する学習活動を支援するとともに、必要な情報提供を行い、相談等を行う拠点施設の整備について検討します。

また、兵庫県の関連施設との連携を強化し、より有効で実効性の高い施策展開に努めます。

《具体的施策》

- ▶ 既存施設を活用した「男女共同参画センター」の機能を有した施設整備の検討
- ▶ 兵庫県立男女共同参画センター等の女性施策関連機関との連携強化



実 施 計 画

— 「実施区分」の表示 —

A継続：実施中であり、今後も継続して実施する。

A拡充：実施中であり、今後さらに拡充する。

B：平成29年度～38年度に実施する。

基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けての意識改革

基本課題1 啓発活動の推進

施策の基本的方向	具 体 的 施 策	実施区分	担 当 課
(1) 固定的な性別役割分担意識*の解消・変革	女性週間*、人権週間*、男女共同参画週間*を通じた啓発活動の推進	A拡充	人権教育推進課 人権推進課
	男女共同参画セミナー、講演会等の開催	A拡充	人権推進課
	「男女平等」をテーマとした職員研修の充実	A継続	総務課
	女性職員を対象としたリーダー研修の充実、意識改革	A継続	総務課
(2) 男女共同参画社会*に関する啓発の推進	情報誌、ホームページ等を活用した啓発活動の推進	A拡充	人権推進課
	市職員向けの啓発資料の作成、配布	B	総務課
	市刊行物等の表現に関するガイドラインの配布	A継続	人権推進課

基本課題2 男女の平等を推進する教育の充実

施策の基本的方向	具 体 的 施 策	実施区分	担 当 課
(1) 人権の尊重や男女共同参画の視点に立った学校教育等の推進	人権の尊重や男女平等に関する人権学習の充実	A継続	人権教育推進課
	自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する進路指導の実施	A継続	学校教育課
	教職員や保護者を対象とした男女共同参画に対する研修の実施	A継続	人権教育推進課
	教職員の配置、学級づくりにおける男女共同参画の推進	A継続	学校教育課
(2) 生涯学習における人権の尊重や男女共同参画に関する学習の充実	公民館等における男女共同参画やDV・各種ハラスメント*に関する学習機会の充実	A継続	社会教育課
	生徒・学生を対象にした男女間の暴力の防止（デートDV防止）講座の開催	A拡充	人権推進課 人権教育推進課 学校教育課

基本課題３ 配偶者等からの暴力*の根絶

施策の基本的方向	具 体 的 施 策	実施 区分	担 当 課
(1)DVを許さない環境づくり	関係機関・団体等と連携した啓発の推進	A 拡充	子育て支援課 人権推進課 人権教育推進課
	若年層への啓発・教育の推進	B	子育て支援課 人権推進課 人権教育推進課
	DV防止のための調査・研究	A 継続	子育て支援課 人権推進課
(2) 安心して相談できる体制の整備	相談体制の充実	A 継続	子育て支援課 人権推進課
	相談窓口の周知	A 継続	子育て支援課 人権推進課
(3) 被害者の安全確保と自立支援体制の強化	早期発見・通報のネットワーク体制の整備	B	子育て支援課 人権推進課
	緊急時の安全確保	A 継続	子育て支援課 人権推進課
	自立支援の推進	A 継続	子育て支援課
	被害者の子ども等に対する支援	A 継続	子育て支援課
	各種支援制度の周知	A 継続	子育て支援課

基本目標Ⅱ 働く場における就労条件の整備

基本課題1 雇用における機会均等の促進

施策の基本的方向	具 体 的 施 策	実施区分	担 当 課
(1)雇用における男女平等の推進	企業、事業所等に対する男女平等雇用の意識啓発	A 継続	商工振興課
	企業、事業所等内での各種ハラスメント*防止の周知徹底	A 継続	商工振興課
	農林畜水産業や商工業等自営業における男女の共同参画の推進	A 継続	農林水産課 商工振興課
	雇用問題に関する相談窓口の周知	A 拡充	商工振興課
(2)雇用機会と能力開発の充実	企業、事業所等に対する女性の能力開発・向上のための教育訓練機会の確保	A 継続	商工振興課
	再就職のための技能取得講座、セミナー等に関する情報提供	A 継続	商工振興課
	雇用機会の拡大や能力開発のための各種制度の周知	A 拡充	商工振興課

基本課題2 多様で柔軟な働き方を可能にする労働条件の整備

施策の基本的方向	具 体 的 施 策	実施区分	担 当 課
(1)仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）の推進	関係機関との連携による企業等に対する労働時間短縮についての啓発	A 継続	商工振興課
	関係機関との連携による特定退職金共済制度等への加入促進	A 拡充	商工振興課
	企業、事業所等に対する育児・介護休業制度の普及促進	A 継続	商工振興課
(2)雇用を支援する制度の充実	保育所、認定こども園における延長保育、一時保育の充実	A 拡充	子育て支援課
	保育所、認定こども園における早朝・夜間保育の実施の検討	B	子育て支援課
	放課後児童クラブの充実	A 拡充	社会教育課
	ファミリーサポートセンター*の充実	A 継続	子育て支援課
	母子家庭等自立支援給付金制度の周知	A 拡充	子育て支援課
	企業、事業所等内に保育施設設置促進の啓発	B	商工振興課
(3)女性起業家への支援	女性の起業に対する支援制度の充実と周知	A 継続	商工振興課
	各種相談事業等の紹介	A 継続	商工振興課

基本目標Ⅲ 健康の保持と福祉サービスの充実

基本課題1 健康づくりの推進

施策の基本的方向	具 体 的 施 策	実施区分	担 当 課
(1) 女性の心身の健康保持増進のための支援	女性の健康に関する情報提供・相談	A 継続	健康課
	いすみ会などの組織強化の推進・支援	A 継続	健康課
	女性を対象としたスポーツ教室の充実	A 拡充	体育振興課
	各種健康診査項目の充実による受診率向上	A 継続	健康課
	健康講座への参加促進	A 継続	健康課
	産婦人科や女性専門科等の医療機関を受診しやすい体制整備	A 継続	健康課
(2) 母性の保護と母子保健施策の充実	乳幼児健康診査、乳幼児相談での保健指導の充実・強化	A 継続	健康課
	子どもを産み育てるための相談事業及び助成事業の充実	A 継続	子育て支援課 健康課
	母子・健康推進委員の育成及び活動の活性化	A 継続	健康課
	妊産婦、新生児（未熟児）への訪問指導の充実	A 継続	健康課
	妊婦から乳幼児、学童までの切れ目ない支援及び各種乳幼児健康診査の受診勧奨の強化	A 拡充	子育て支援課 健康課

基本課題2 福祉サービスの充実

施策の基本的方向	具 体 的 施 策	実施区分	担 当 課
(1) 高齢者、障害者等の施策の充実	「たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」及び「たつの市障害者計画及び障害福祉計画」に基づく施設整備と施策の充実	A 継続	地域福祉課 高年福祉課 地域包括支援課
	在宅福祉サービスの拡充	A 継続	地域福祉課 高年福祉課 地域包括支援課
	地域貢献への取組の支援と生きがいづくり活動への参加機会の提供	A 継続	高年福祉課
	障害者の就労支援、社会参加・参画の推進	A 継続	地域福祉課
	ひとり親家庭等への手当の支給等による経済的支援	A 継続	子育て支援課
(2) 相談体制の充実	民生委員児童委員、障害者相談員やボランティアとの連携による行政とのネットワークづくりの推進	A 継続	地域福祉課 高年福祉課 地域包括支援課 子育て支援課
	高齢者、障害者福祉に関する相談窓口の充実	A 継続	地域福祉課 地域包括支援課
	いじめ及び児童・高齢者・障害者虐待の潜在化を防ぐ対策の確立	A 継続	地域包括支援課 人権推進課

基本目標Ⅳ 女性参画と男女協働の推進

基本課題1 政策・方針決定への女性の参画の促進

施策の基本的方向	具 体 的 施 策	実施 区分	担 当 課
(1) 審議会委員等への女性の登用促進	市の審議会・協議会等への女性委員の登用促進及び委員選出の際の公募制の推進	A継続	全庁
	地域活動における意思決定の場への女性参画促進の啓発	A継続	全庁
(2) 職場での女性の管理職への登用促進	能力向上のための各種研修の充実	A継続	総務課
	管理職への女性職員の登用促進	A 拡充	総務課
	管理職への女性教職員の登用促進	A 拡充	学校教育課
	企業、事業所等における管理職への女性社員の登用促進の啓発	A継続	商工振興課

基本課題2 家庭生活・地域活動への男女協働の促進

施策の基本的方向	具 体 的 施 策	実施 区分	担 当 課
(1) 家庭生活における男女協働の促進	介護講習会の開催	A継続	高年福祉課 地域包括支援課
(2) 地域活動における男女協働の促進	地域活動への男女協働の促進	A継続	高年福祉課

基本目標Ⅴ 推進体制の整備

基本課題1 活動体制の強化

施策の基本的方向	具 体 的 施 策	実施区分	担 当 課
(1) 市役所庁内推進体制の充実	男女共同参画庁内推進の意識啓発研修の実施及び推進リーダーの養成	B	総務課 人権推進課
	男性職員の配偶者出産休暇、育児休暇、介護休暇等制度の周知徹底	A継続	総務課
	各行政部署における男女の適正配置	A継続	総務課
(2) 事業所・市民活動団体との連携の強化	男女共同参画推進グループへの支援	A継続	人権推進課
	事業所内での男女共同参画推進体制構築への働きかけ	B	人権推進課

基本課題2 活動団体の支援

施策の基本的方向	具 体 的 施 策	実施区分	担 当 課
(1) 女性団体の育成・活動支援	消費生活グループ等への活動支援	A継続	商工振興課
	婦人会への活動支援	A継続	総務課
	市内の女性団体やグループの学習事業に対する支援	A拡充	まち未来創造課
(2) 拠点施設の整備検討と関連施設との連携強化	既存施設を活用した「男女共同参画センター」の機能を有した施設整備の検討	B	人権推進課
	兵庫県立男女共同参画センター等の女性施策関連機関との連携強化	A拡充	人権推進課

用語の解説

〔か行〕

各種ハラスメント・・・P11、12、18、34、36

ハラスメント（Harassment）とはいろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』を言います。その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。以下に一般的なハラスメントの定義をご紹介します。

- ・セクシュアル・ハラスメントとは、本人が意図する、しないにかかわらず、相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動を指します。
- ・パワー・ハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。
- ・ジェンダー・ハラスメントとは、性に関する固定観念や差別意識に基づく嫌がらせなどを指します。女性又は男性という理由のみで性格や能力の評価や決め付けを行うことです。ジェンダー・ハラスメントは広義のセクシュアル・ハラスメントとされます。
- ・モラル・ハラスメントとは、言葉や態度、身振りや文書などによって、働く人間の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的・精神的に傷を負わせて、職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気悪くさせることです。
- ・アルコール・ハラスメントとは、飲酒の強要、イッキ飲みの強要、意図的な酔いつぶし、酔ったうえでの迷惑な発言・行動を指します。
- ・マタニティ・ハラスメントとは、働く女性が妊娠・出産を理由に解雇・雇い止めをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的なハラスメントを指します。

国際婦人年・・・P2

1972年の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、1975年を国際婦人年とすることが決定されました。

国連婦人の10年・・・P2

1975年の第30回国連総会において1976年から1985年までを「国連婦人の10年 - 平等・発展・平和」とすることが宣言されました。「国連婦人の10年」の中間にあたる1980年には、コペンハーゲンで「国連婦人の10年」中間年世界会議（第2回女性会議）が開かれ、「国連婦人の10年」の最終年にあたる1985年には、「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議（第3回世界会議）が開かれ、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

固定的な性別役割分担意識・・・P6、7、8、9、24、26、27、30、34

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

〔さ行〕

ジェンダー(社会的性別)・・・P9、27

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があるほか、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた男性像や女性像があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的性別」は、それ自体に「良い」「悪い」の価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

女性週間・・・P9、34

労働省では、我が国の女性が初めて参政権を行使した昭和21年4月10日を記念して、昭和24年以来、4月10日に始まる1週間を「婦人週間」と定め、女性の地位向上のための啓発活動を全国的に展開してきました。そして、平成10年には「婦人週間」が50年目に当たることを機に名称を「女性週間」に改めることとしました。

女性センター・・・P4

都道府県、市町村等が自主的に設置している女性のための総合施設です。

「女性センター」「男女共同参画センター」などの名称のほか、通称で呼ばれているものもあります。

また、公設公営や公設民営だったり、女性センターのみの単独施設や他の機関との複合施設だったり、その運営方式や施設形態は、様々です。

女性センターでは「女性問題の解決」「女性の地位向上」「女性の社会参画」を目的とし、女性が抱える問題全般の情報提供、相談、研究などを実施しています。

「配偶者暴力相談支援センター」に指定されている施設や配偶者からの暴力専門の相談窓口を設置している施設もあります。

女性2000年会議・・・P2

第4回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」について、採択後5年間の実施状況の見直し・評価を行うとともに、更なる行動とイニシアティブを検討するため、2000年にニューヨークで開催されました。「北京宣言及び行動綱領」の完全実施に向け、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（いわゆる「成果文書」）が採択されました。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）・・・P3、16、17、27、28

女性が自らの意思で職業につき、性別による阻害を受けることなく個性と能力を発揮できる社会をめざして、平成28年4月1日に10年の時限付きで公布・施行されました。その中で、国や地方自治体、従業員301人以上の事業主に対して、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定を義務づけています。

人権週間・・・P9、34

国際連合は、昭和23年（1948年）第3回総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、昭和25年（1950年）第5回総会において、世界人権宣言が採択された12月10日を人権デーと定めるとともに、すべての加盟国にこれを記念する行事を実施するよう呼びかけています。法務省と全国人権擁護委員連合会は、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年から毎年12月10日の人権デーを最終日とする1週間を人権週間と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

ストーカー・・・P12

英語のstalk（忍びよる、そっと後をつける）から生まれた語で、狙った相手に執拗につきまとい、一方的に交際を迫ったり嫌がらせを繰り返したりして相手に精神的・肉体的な被害を与える人を指します。

世界女性会議・・・P2

1975年の国際婦人年以降、5～10年ごとに開催されている女性問題に関する国際会議。第1回（国際婦人年世界会議）は1975年にメキシコシティで、第2回（「国連婦人の10年」中間年世界会議）は1980年にコペンハーゲンで、第3回（「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議）は1985年にナイロビで、第4回世界女性会議は1995年に北京で開催されました。

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）・・・P28

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。

積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

〔た行〕

男女共同参画週間・・・P9、34

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13年度から毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」としています。

男女共同参画基本計画・・・P3

「男女共同参画基本計画」は、政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会基本法により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、第1次計画が平成12年に、第2次計画が平成17年に策定されました。

また、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されています。

男女共同参画社会・・・P1、3、6、7、8、9、10、18、22、24、31、32、33、34

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

男女共同参画社会基本法・・・P1、3、7、16、20

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日に施行されました。

〔は行〕

配偶者等からの暴力・・・P1、6、7、12、35

配偶者及び生活の本拠を共にする交際関係にある相手からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後にその者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとなっています。

ファミリーサポートセンター・・・P20、36

「子育ての応援をしたい人」と「子育ての応援をしてほしい人」が依頼・協力・両方のいずれかの会員に登録し、お互いに助け合いながら、地域のなかで育児の相互援助活動を行う会員制の組織。援助を受けた会員は、協力会員に規定の報酬と実費を支払います。

北京宣言及び行動綱領・・・P2

1995年に開催された第4回世界女性会議で採択されました。行動綱領は12の重大問題領域にそって女性のエンパワーメント（力をつけること）のためのアジェンダ（行動計画）を記しています。

具体的には、〈1〉女性と貧困、〈2〉女性の教育と訓練、〈3〉女性と健康、〈4〉女性に対する暴力、〈5〉女性と武力紛争、〈6〉女性と経済、〈7〉権力及び意思決定における女性、〈8〉女性の地位向上のための制度的な仕組み、〈9〉女性の人権、〈10〉女性とメディア、〈11〉女性と環境、〈12〉女児 から構成されています。

〔ら行〕

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ・・・P22、23

性と生殖に関する健康・権利と訳される。リプロダクティブ・ヘルスとは、人間の生殖システムおよびその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指します。

したがって、リプロダクティブ・ヘルスは、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由をもつことを意味します。1994年、カイロ国際人口開発会議で採択された文章に基づいています。

〔わ行〕

ワーク・ライフ・バランス・・・P6、16、17、19、20、36

「仕事と生活の調和」を意味しています。日本では平成19年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が策定されました。充実した生活を送るために、育児や介護などの家庭生活と仕事を両立させることを目的としています。

附 属 資 料

1 第2次たつの市男女共同参画プラン策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現を目指すたつの市の総合的な行政運営の指針となる第2次たつの市男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）を策定するため、第2次たつの市男女共同参画プラン策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、プランの内容に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 市内の企業の代表
- (4) 公募によるたつの市民

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第6条 懇話会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 懇話会は、会長が必要に応じて招集する。

2 懇話会は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、人権推進課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる懇話会は、第7条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(有効期限)

3 この要綱は、プランの策定が終了したときにその効力を失う。

2 第2次たつの市男女共同参画プラン策定懇話会委員名簿

(順不同)

役 職	区 分	氏 名
会 長	学識経験者	岸 本 泰 子
副会長	学識経験者	木 南 義 孝
委 員	教育関係者	坂 本 美代子
委 員	市内企業代表	北 野 久美子
委 員	市内企業代表	菅 原 千代美
委 員	一般公募者	内 海 俊 司
委 員	一般公募者	辻 義 明
委 員	一般公募者	中 川 一 子
委 員	一般公募者	永 井 弘 基
委 員	一般公募者	山 本 榮 子

(敬称略)

3 第2次たつの市男女共同参画プラン策定ワーキンググループ設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現を目指すたつの市の総合的な行政運営の指針となる第2次たつの市男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）を策定するため、第2次たつの市男女共同参画プラン策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキンググループは、人権推進課と協力してプランの策定に必要な調査及び検討を行う。

(組織)

第3条 ワーキンググループは、別表に定める課の職員のうちから市長が任命する委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでの間とする。

(会議)

第5条 ワーキンググループの会議（以下「会議」という。）は、人権推進課長が必要に応じて招集する。

2 会議において、委員が必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、人権推進課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行し、プランの策定が終了したときにその効力を失う。

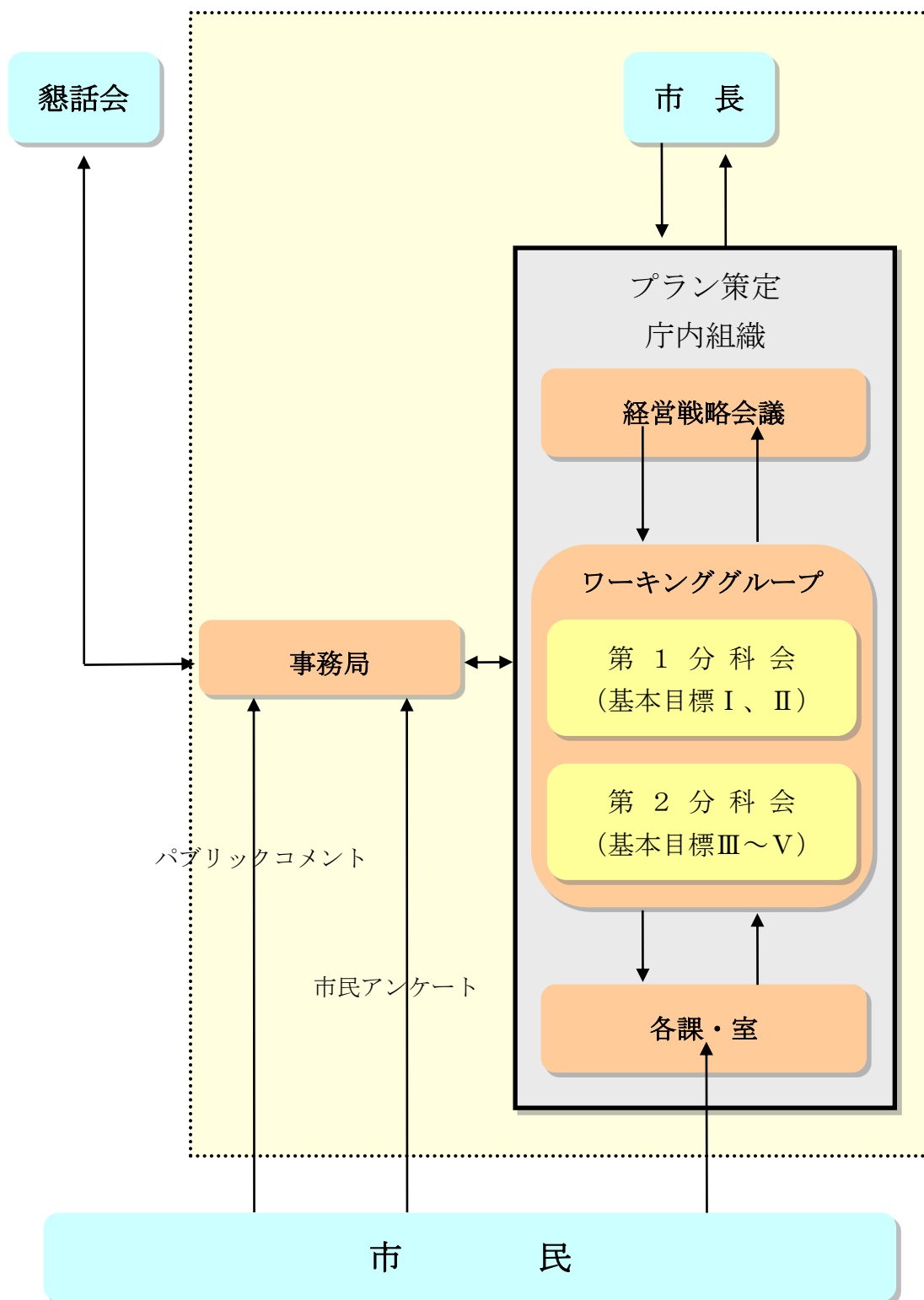
別表

課 名
総務課
企画課
地域福祉課
高年福祉課
健康課
子育て支援課
農林水産課
商工振興課
学校教育課
社会教育課
人権教育推進課

4 第2次たつの市男女共同参画プラン策定経過

開催日	内 容
平成28年11月 8日	第1回ワーキンググループ会議
	ワーキンググループ第1回第1分科会会議
	ワーキンググループ第1回第2分科会会議
15日	第1回第2次たつの市男女共同参画プラン策定懇話会
12月20日	第2回ワーキンググループ会議
平成29年 1月19日	第2回第2次たつの市男女共同参画プラン策定懇話会
2月 6日	第2次たつの市男女共同参画策定懇話会（書面協議）
2月10日	パブリックコメント実施（2月10日～3月3日）
3月 6日	経営戦略会議（書面協議）

5 第2次たつの市男女共同参画プラン策定組織図



6 男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

前文

第 1 章 総則（第 1 条～第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条～第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条～第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響

を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

- 第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

- 第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

- 第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成11年7月16日法律第102号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第3条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

7 男女共同参画推進年表

年	世 界	国	兵 庫 県
昭和50年 (1975年)	「国際婦人年世界会議」で「世界行動計画」を採択し、昭和51年(1976年)から昭和60年(1985年)を「国連婦人の10年」と決定 ※「国際婦人年」	内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」を設置 女子教育職員、看護婦、保母等の育児休業に関する法律の成立(昭和51年施行) 国際婦人年記念日本婦人問題会議開催	
昭和52年 (1977年)		「国内行動計画」策定	婦人対策室設置
昭和53年 (1978年)			兵庫県婦人行動計画要領制定
昭和54年 (1979年)	国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択		
昭和60年 (1985年)	「国連婦人の10年」最終年世界会議開催(ナイロビ)	生活保護基準額の男女差解消 女性の年金権の確立(国民年金法の改正・昭和61年施行) 「男女雇用機会均等法」成立(昭和61年施行) 「女子差別撤廃条約」批准	「ひょうごの婦人しあわせプラン」策定
平成2年 (1990年)			「新ひょうごの婦人しあわせプラン」策定 女性施作推進委員会設置
平成4年 (1992年)		初の婦人問題担当大臣設置	「県立女性センター」開設
平成5年 (1993年)	国連世界人権会議開催(ウィーン) 国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	「パートタイム労働法」成立、施行 中学校で家庭科が男女必修	「審議会等の委員への女性の登用推進要綱」制定 女性施作推進連絡会議登用推進部会設置
平成7年 (1995年)	国連人権委員会で「女性に対する暴力をなくす決議」採択 「第4回世界女性会議」で、12の問題項目からなる「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正(育児・介護休業法成立)	
平成8年 (1996年)		「男女共同参画2000年プラン」策定	「新ひょうごの女性しあわせプラン後期実施計画」策定
平成11年 (1999年)		「男女共同参画社会基本法」施行 「児童買春、児童ポルノ禁止法」成立 「農山漁村男女共同参画推進指針」策定	
平成12年 (2000年)	国連特別総会「女性2000年会議」で「政治宣言」、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択	「介護保険法」施行 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 「男女共同参画基本計画」策定	
平成13年 (2001年)		男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 「男女共同参画週間」設定	「ひょうご男女共同参画プラン21」策定
平成14年 (2002年)			「男女共同参画社会づくり条例」施行
平成15年 (2003年)		「少子化社会対策基本法」施行 「次世代育成支援対策推進法」施行	「男女共同参画兵庫県率先行動計画ーひょうごアクション8ー」策定
平成16年 (2004年)		「児童虐待防止法」改正、施行 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正法施行	

年	世 界	国	兵庫県
平成17年 (2005年)	「第49回国連婦人の地位委員会」で「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める内容の宣言と10項目の決議採択	「第2次男女共同参画基本計画」策定 「介護保険法」「育児・介護休業法」改正	
平成18年 (2006年)		「男女雇用機会均等法」改正（平成19年施行） 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行	「ひょうご男女共同参画プラン21（後期実施計画）」策定 「第2次男女共同参画兵庫県率先行動計画－新ひょうごアクション8－」策定 「兵庫県配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」策定
平成19年 (2007年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正 「パートタイム労働法」改正	
平成20年 (2008年)		「次世代育成支援対策推進法」改正	「仕事と生活のバランス ひょうご共同宣言」を発表
平成21年 (2009年)		「育児・介護休業法」改正	「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」策定 「第3次男女共同参画兵庫県率先行動計画－ひょうごアクション8－」策定
平成22年 (2010年)	第54回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク）	「第3次男女共同参画基本計画」策定	
平成23年 (2011年)			「兵庫県男女共同参画計画－新ひょうご男女共同参画プラン21－」策定
平成24年 (2012年)	「女性に関するASEAN閣僚級会合」開催（ラオス）	「子ども・子育て支援法」等、子ども・子育て関連3法公布 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行	「第4次男女共同参画兵庫県率先行動計画－ひょうごアクション8－」策定
平成25年 (2013年)		「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる	
平成26年 (2014年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正施行 「男女雇用機会均等法」改正施行 すべての女性が輝く社会づくり本部設置「すべての女性が輝く政策パッケージ」決定	「兵庫県DV防止・被害者保護計画」策定
平成27年 (2015年)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 「男女共同参画基本計画（第4次）」閣議決定	「第5次男女共同参画兵庫県率先行動計画－ひょうごアクション8－」策定 「ひょうご子ども・子育て未来プラン」策定 「兵庫県地域創生戦略」策定
平成28年 (2016年)			「ひょうご男女いきいきプラン2020」策定

8 相談窓口一覧表

女性のための なやみ相談 【女性問題カウンセラー】	兵庫県立 男女共同参画センター (愛称：イーブン) (所在地) 〒650-0044	電話 相談	078-360-8551	月～土曜日 9:30～12:00 13:00～16:30
		面接 相談	078-360-8554 (要予約)	月～金曜日 11:00～18:40 土曜日 9:20～16:50
法 律 相 談 【女性弁護士】	神戸市中央区 東川崎町 1-1-3	面接相談のみ (要予約)		原則、毎月第2水曜日 13:30～15:30
男性のための相談 【男性臨床心理士】	神戸クリスタルタワー7階	電話 相談	078-360-8553	原則、毎月第1・3火曜日 17:00～19:00
不妊・不育専門相談 【医師・助産師】	(開館時間) 月～金曜日 9:00～19:00 ／土曜日 9:00～17:00 (休館日)	電話 相談	078-360-1388	原則、毎月第1・3土曜日 10:00～16:00
		面接 相談	078-362-3250 (要予約)	原則、毎月第2土曜日(助産 師等)・第4水曜日(医師) 14:00～17:00
思いがけない妊娠SOS 【助産師】	日曜日、祝日、 年末年始(12/28～1/4) (ホームページ) http://www.hyogo-even.jp/	電話 相談	078-351-3400	月・金曜日 10:00～16:00
		メール 相談	http://ninshinsos-sodan.com	随時受付(返信は原則として 1週間以内)
女性のための チャレンジ相談 【女性社会保険労務士等】	(フェイスブック) https://www.facebook.com/hyogo.even	面接 相談 電話 相談	078-360-8554 (要予約)	毎月第1～4木曜日 10:00～13:00 一人1回あたり約50分 一時保育付(要予約・無料)
ストーカー・DV相談	兵庫県警察本部 (たつの警察署 0791-63-0110)	電話 相談	078-371-7830	24時間
性犯罪被害110番 ダイヤルホットライン		電話 相談	078-351-0110	月～金曜日 9:00～17:00 (留守番電話・FAXは24時間)
配偶者からの暴力に関する相談	兵庫県立女性家庭センター (配偶者暴力相談支援センター)	078-732-7700		毎日 9:00～21:00 (土日・祝日も相談可)
女性の人権ホットライン 【	神戸地方法務局人権擁護課	0570-070-810		月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
家 庭 児 童 相 談 (児童の家庭環境、 子育ての悩み)	姫路こども家庭センター (児童相談所)	079-297-1261		月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
		189		児童相談所全国共通ダイヤル 24時間(近くの児童相談所 につながります)
家 庭 児 童 相 談 【家庭児童相談員】	たつの市子育て支援課 (家庭児童相談室)	0791-64-3220		月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
ひとり親家庭相談 【母子・父子自立支援員】	たつの市子育て支援課	0791-64-3153		月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
男女共同参画相談 (情報提供等)	たつの市人権推進課	0791-64-3151		月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)

